

ファイナンスリース事業者における疑わしい取引の参考事例

平成25年3月19日
商務流通保安グループ消費経済企画室

第1 全般的な注意事項

以下の事例は、ファイナンスリース事業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第8条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、ファイナンスリース事業者において、顧客の属性、取引時の状況その他保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の内容に保ちながら総合的に勘案して判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、ファイナンスリース事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではありません。一方、これら事例に該当しない取引であっても、ファイナンスリース事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものについては届出を行う必要があります。

第2 疑わしい取引の参考事例

- (1) 顧客の事業規模、資産等に見合わない高額（外貨を含む）のファイナンスリース料を支払う顧客との取引。
- (2) 合理的な理由もなく短期間のうちに複数のファイナンスリース契約を締結し、結果として現金による支払い総額が顧客の事業規模、資産等に見合わない高額の取引となる場合。敷居値を若干下回る取引が認められる場合も同様とする。
- (3) 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引。
- (4) 顧客である法人の実態がないとの疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引。
- (5) 顧客の業務に全く関係のない場所に設備等の設置を希望する顧客に係る取引。
- (6) 顧客の業務に用いる合理性の認められない設備等の設置を希望する顧客に係る取引（取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引を含む。）。
- (7) 顧客が指定するサプライヤーによる設備等の提供価額が、通常考えうる定価又は時価と比べて著しく合理性を欠く取引。
- (8) 顧客とサプライヤーが共謀し、実際には設備等を設置せずファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている（所謂「空リース」。）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引。
- (9) 同一の設備等によって複数のファイナンスリース契約を締結し、ファイナンスリース業者から物件代金を詐取しようとしている（所謂「多重リース」。）との疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引。
- (10) 合理的な理由もなく契約者から早期解約の申入れがあった場合、又は中途解約金の支払いがあった場合。

- (11) 合理的な理由もなく顧客がリース料の支払いを少額の月払いから一定期間分の一括支払いへ変更した場合。
- (12) 頻繁に代金引落とし口座を変更する顧客にかかる取引。
- (13) 延滞していた代金の支払いを合理的な説明もなく行ない、その額が顧客の事業規模、資産等に見合わない高額である場合。
- (14) 顧客が自己のために設備等を使用しているか否かに疑義があるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む契約者に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- (15) 合理的な理由もなく取引の秘密を不自然に強調する取引、届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- (16) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- (17) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度や取引時確認に非協力的な契約者に係る取引。
- (18) 犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関など外部から、犯罪収益に関与している可能性があるとして照会や通報があった取引。
（※）警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官付（J A F I C）
- (19) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実体がないとの疑い疑いが生じた場合。